

憲法価値を体現する自治体公務員

日本大学危機管理学部准教授 鈴木秀洋

公務員の仕事の最大の魅力は、原理・原則を貫けることである。個々人の人権を守ることを最上位の価値として行動できることである。確かに、経済的合理性という物差しはある。しかし、経済的合理性を最優先とすべきではない人権問題があり、その課題解消への取組みが必要であることを職員が認識して仕事をしている場所が、私が定義付ける公務員の世界であり、私が所属していた公務員の世界である。

憲法価値（人権を守る）を実現する公務員

自治体行政は、地域の「一人ひとり」の安全・安心（＝笑顔）に対して、果たしてどのような責務・義務を負っているのであらうか。

我が国の最高法規である憲法は、究極の価値を謳う13条前段で個人の尊厳を定め、後段では幸福追求権を保障する。その上で、詳細な個別の人权カタログ規定を定めている。こうした個々人の人権を守る主体として、憲法99条は公務員をあげ、憲法尊重擁護義務を課す。すなわち、

公務員の仕事の魅力

個々人の人権を守っていくことこそが公務員の仕事である。そのため

に、時々の政府による人の支配ではなく、「法の支配」（81条、98条1項等）を徹底する。

この憲法を前提に、地方自治法1条の2は、「住民の福祉の増進」を究極の価値として定め、自治体公務員になる者に、憲法を遵守する旨の宣誓を求める（「服務の宣誓をしなければならない」（地方公務員法31条））。

(1)指針としての憲法

こうした憲法、地方自治法、地方公務員法の規定については、日々の忙しい職務遂行の中で、意識が薄くなっている職員がいるかもしれません。しかし、筆者は、公務員としてかつ管理職として、日々住民と向き合う度に、今一歩踏み込むべきなのか、または引くべきなのかのときに、常にここに遡つて考える指針としていた。

(2)原理・原則を貫く

公務員の仕事の最大の魅力は、原理・原則を貫けることである。個々の人権を守ることを最上位の価値

として行動できることである。例えば、児童虐待・障害者虐待・高齢者虐待、DV、いじめ、性暴力等こういった暴力（「力」「支配」で物事を解決する手法）は、いけないことである。なくしていこうという方向性・価値観を説明する必要がない。そして、障害者、高齢者、性的マイノリティ等、誰一人価値に違いはないということを理解し、そのための施策展開は当然であり、その前提に疑問が呈されることはない。

確かに、経済的合理性という物差しはある。しかし、経済的合理性を最優先とすべきではない人権問題が



すずき・ひでのり 日大危機管理学部准教授（行政法・地方自治法・災害と法担当）。法務博士（専門職）、保育士（神奈川県）。前文京区男女協働課長・子ども家庭支援センター所長。文京区入庁後、23区特別区法務部、総務課課長補佐（区長秘書）、危機管理課長などを歴任。明治大学大学院（自治体政策論）兼任講師も務める。著書に『自治体職員のための行政救済実務ハンドブック』『自治体職員のためのコンプライアンスチェックノート』（第一法規）等。厚労省、川崎市、世田谷区、鎌倉市などの各種審議会委員も歴任。

あり、その課題解消への取組みが必要であることを職員が認識して仕事をしている場所が、私が定義付ける公務員の世界であり、私が所属していた公務員の世界である(*1)。

(3) チャレンジできる法的制度がある
個々人の人権を守る施策を実現していく上では、対立や紛争がある。しかし、その場合に公務員を守る法制度がある。一つは、国家賠償制度である。公務員側からこの制度を見れば、公務員個人に過失があつても、その個人が責任を負うのではなく、原則として自治体・国が責任を負うとすることで、職務遂行を萎縮させないようにしているのである(国家賠償法1条1項)。

もう一つは、法令・上司の命令に従う義務(地方公務員法32条)である。この規定は、上司の命令に従う点が強調されがちである。しかし、むしろ、法令上無効な命令には従う必要がないということが強調されるべき規定なのである。

どうであろうか。チャレンジしようという気持ちになつて来ないだろうか。筆者は、研修講師として、公務員の身分上・職務上の保護の厚さを説明し、仮に前例踏襲第一主義のやる気のない上司の下にいたとして

も、所掌する職務の法令をもう一度じつかり勉強し、どんどんチャレンジしていく。クビにならないからどんどん上司に逆らつて住民のための施策を進めていくと提言している。法の支配の原理の下、立法・解釈等様々な法的サービス展開を工夫して、目の前で困っている住民のために働くのである(*2)。公務員の仕事は、個々人の人権を守る仕事をさせてもらってお金がもらえるという素晴らしい仕事である。

覚悟とエール

筆者の公務員生活最後の職務は、児童虐待やDV対応であつたので、住民の命は絶対守るという気持ち、使命感で仕事をしていた。退職時に使命感で仕事をしていた。退職時にしたためたメモがあるので皆さんへのエールを込めて掲載する。

「公務員」という仕事しか考えてこなかつた人間として、そして現在の福祉・子ども・ジェンダーの仕事を自分の中の天職だと考えている人間として、更に現場プレイヤー・チームプレイの楽しさ・やりがいを感じている。現場で汗と涙で走り回っていた人間として、行政現場を誰よりも知っている人間として、これまでとは違った形で、自治体現場の職員を支

も、所掌する職務の法令をもう一度じつかり勉強し、どんどんチャレンジしていく。クビにならないからどんどん上司に逆らつて住民のための施策を進めていくと提言している。法の支配の原理の下、立法・解釈等様々な法的サービス展開を工夫して、目の前で困っている住民のために働くのである(*2)。公務員の仕事は、個々人の人権を守る仕事をさせてもらってお金がもらえるといいう素晴らしい仕事である。

を渡して、次のステージに飛び立とうと思う。

常に「個人の尊重・尊厳（人権）」『法の支配』『住民の福祉の向上』を自分の仕事上の指針としてこれまで走ってきた。知識・知見としては法務を専門・得意としてきた。しかし自分が真に力を発揮してきたのは、実は、人ととの間における対立・紛争の場面で（脅され、突き刺され）そうになつたこともある。半日以上罵倒されたこともある)、人とひととの間を走り回って、ともに、怒り、泣き、悲しみ、笑い、議論し、交渉して、新しい価値・具体策・制度を練り、創り出していくことだつたように思う。(略)これからは一

研究者・教員となることで、自分がこれまで簡単に出来た制度設計・運用が出来なくなること、チームプレイの一体性・達成感がなくなる寂しさはある。しかし、逆に自己責任で憲法上の表現の自由と学問の自由を行使していく立場にもなる。(略)

抜け、外から公務員を応援する立場になつた昔の新人は、今、再び同じ質問されても、同じ答えをするだろう。「住民と一緒に泣き笑いをする」簡単なことではない。でも住民と同じ環境下に身を置き、痛みを感じ、その痛みをどうにかしたいと思う。そんな人が地域の未来を変えていくのだと思う。そんな新人たち、めげずに頑張れ！応援し、期待している。この話の続きを、この誌面では書ききれなかつた話とともに、会つた時にすることとしよう。

おわりに

(1) 同世代の管理職に

若い職員のチャレンジを応援し、後押ししてあげてほしい。次の世代にバトンを渡す時期に来た私達がでかけるのは、次の世代の「やる気の火」をともし続けることだと思う。

(2) 全国の自治体公務員に

最後に、昔、ある新人が「なぜ自治体公務員を志望したのか」と問われた。その新人は「最前线の自治体で地域の住民と一緒に泣き笑いしたことから」と答えた。冷笑があった。

え、発信 貢献していきたい

*1 住民の様々な差別解消の取組みを推進することは、実は公務員自身の職場環境を向上させる(差別を悪しとする)雰囲気を醸成することになり、その環境に身を置く安心感が得られる利益もある。

*2 むろん、毎年の行革の影響で、仕事は増えるが人は付かないとの現場の声も知っているつもりである。